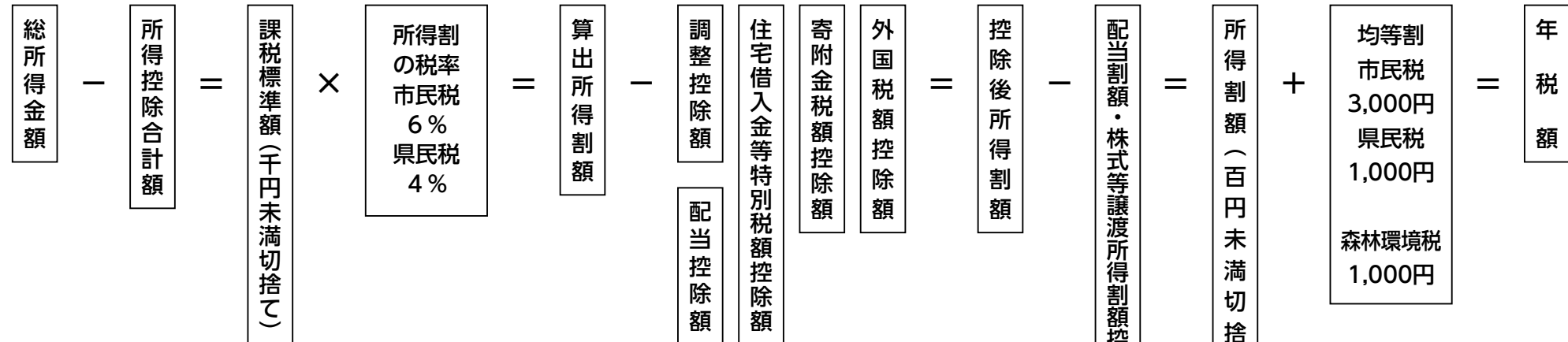


# 市民税・県民税・森林環境税の計算方法



※令和6年度から市民税・県民税と併せて森林環境税が賦課徴収されます。  
 ※申告の内容により該当しない項目もあります。  
 ※分離課税の所得がある場合は別の方法により計算します。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

## ●均等割・所得割・森林環境税の非課税について

※均等割・森林環境税は前年中の合計所得金額が一定の金額(下記参照)以下の場合には非課税となります。

- ①扶養無 415,000円
- ②扶養有 315,000円×(同一生計配偶者及び扶養親族の数+1) +289,000円

- ※所得割は前年中の総所得金額等が一定の金額(下記参照)以下の場合には非課税となります。
- ①扶養無 450,000円
- ②扶養有 350,000円×(同一生計配偶者及び扶養親族の数+1) +420,000円

※前年12月31日時点で障害者、寡婦、ひとり親及び平成18年1月3日以降生まれの未成年者の方で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合には均等割・所得割・森林環境税は非課税になります。

## ●税額控除(調整控除・配当控除・寄附金税額控除など)

### (1) 調整控除 ※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合  
次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
- ①所得税及び市民税・県民税の人的控除額の差額(下表に掲げる金額)の合計額
- ②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の場合  
次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
- ①所得税及び市民税・県民税の人的控除額の差額(下表に掲げる金額)の合計額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の合計所得金額	900万円以下
	普通 1万円		900万円超 950万円以下
障害者控除	10万円	配偶者控除	一般 5万円
	特別 22万円		同居特別 2万円
寡婦控除	1万円	老人 10万円	6万円
ひとり親控除	父 1万円	3万円	4万円
	母 5万円	50万円以上55万円未満	2万円
勤労学生控除	1万円	扶養控除	一般 5万円
		特定 18万円	同居老親等 13万円

### (2) 配当控除

市民税…配当所得金額×1.6% 県民税…配当所得金額×1.2%  
 ※課税総所得金額等が1,000万円超の場合、別の計算方法で算出されます。  
 ※申告分離課税を選択した場合、配当控除は受けられません。  
 ※配当の種類により控除額が異なる場合があります。

### (3) 住宅借入金等特別税額控除

居住開始年	個人住民税の控除限度額	
	②(※前年分の所得税において、下記の①と②のいずれか低い金額)	①
① 平成21年～26年3月	③から⑤を控除した金額	前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(限度額97,500円)
② 平成26年4月～令和3年12月	④前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等がある場合はそれらがなかったものとして算出した金額)	前年分の所得税の課税総所得金額等の7%(限度額136,500円)
③ 令和4年1月～令和7年12月	⑤前年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除適用前)	前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(限度額97,500円)

※購入する際の消費税が8%又は10%の場合は②又は③を適用し、それ以外の場合は①が適用となります。  
 ※令和4年中に入居した場合であっても、令和4年度適用の税制改正において住宅ローン控除の特例の延長等に該当する場合には、②を適用します。  
 ※控除期間が満了した年度については、控除の適用はありません。

### (4) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の10%(市民税6%、県民税4%)に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

- ①都道府県・市区町村に対する寄附金
- ②千葉県共同募金会・日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金
- ③千葉県又は八千代市の条例で指定するものに対する寄附金

ただし、①のうち、特例の対象となる寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※その他の税額控除につきましては、市民税課までお問い合わせください。

## ●所得控除

所得控除の種類	控除額			
雑損控除	{(損害金額－保険金などで補填される金額)－総所得金額等×10%} 又は (災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額			
医療費控除	(支払った医療費等の金額－保険金などで補填される金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い方の金額)(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合は、特定一般用医薬品等購入費－保険金などで補填される金額－12,000円(限度額88,000円)			
生命保険料控除	(旧)平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係るもの	(新)平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係るもの		
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	15,000円以下	全額	12,000円以下	全額
	15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 +7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2 +6,000円
地震保険料控除	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	50,000円以下	全額	50,000円超	25,000円
	50,000円超 15,000円以下	全額	15,000円超	10,000円
	15,000円超	支払金額の1/2		

人的控除の種類	控除額	人的控除の種類	控除額
寡婦控除	26万円	一般扶養親族(※2)	33万円
ひとり親控除	30万円	特定扶養親族(※3)	45万円
勤労学生控除	26万円	同居老親等の老人扶養親族(※1)	45万円
		同居老親等以外の老人扶養親族(※1)	38万円
障害者控除	26万円	障害者	2,400万円以下
		特別障害者	2,400万円超2,450万円以下
配偶者控除	30万円	一般の控除対象配偶者	2,450万円超2,500万円以下
		老人控除対象配偶者(※1)	2,500万円超

	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除 (48万円以下)	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円
配偶者特別控除 (配偶者の合計所得金額)	48万円超100万円以下	33万円	22万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円
基礎控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円

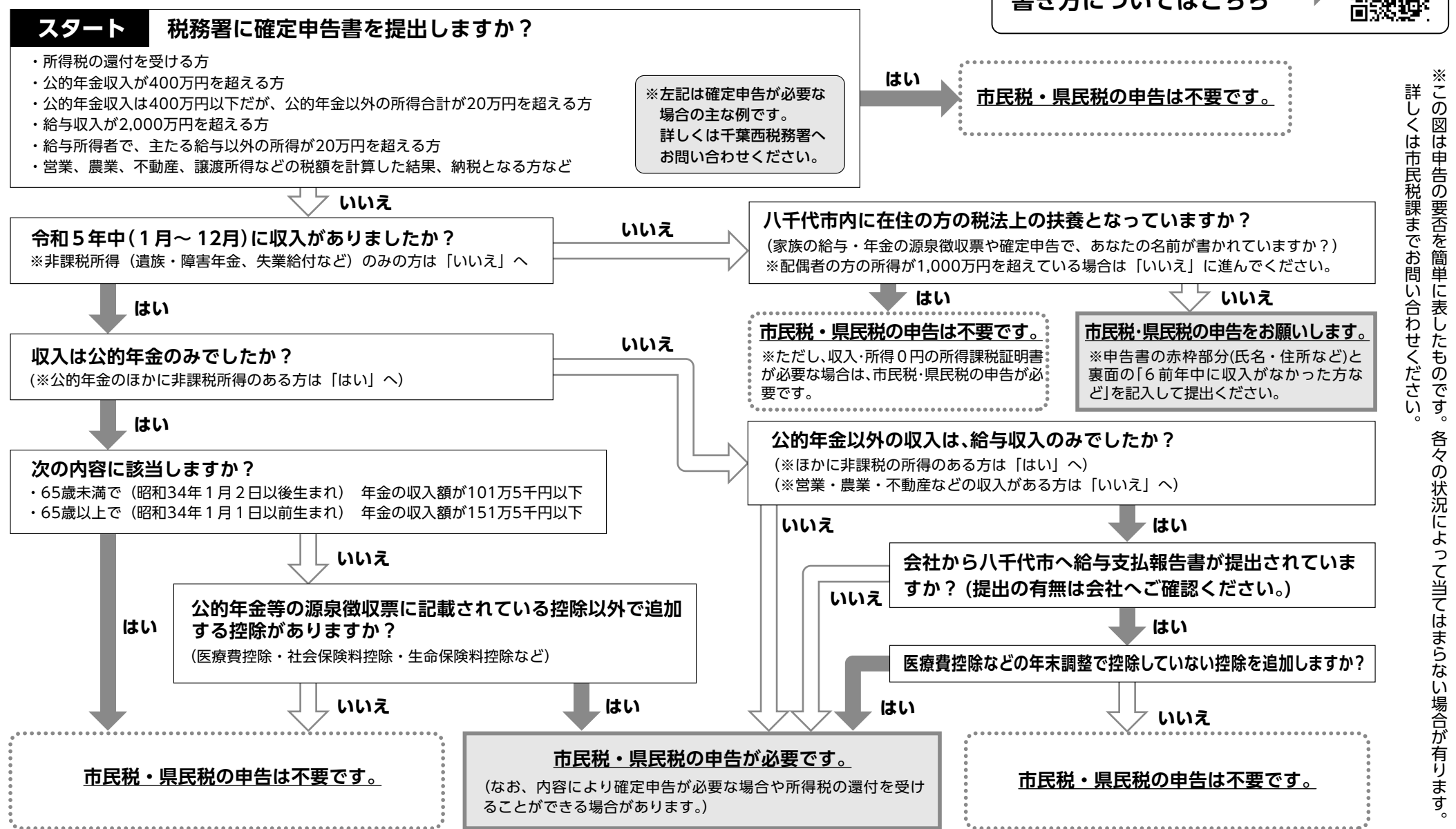
- ※1 老人控除対象配偶者・老人扶養親族…年齢70歳以上の方(昭和29年1月1日以前に生まれた方)
- ※2 一般扶養親族…年齢16歳～18歳の方(平成17年1月2日～平成20年1月1日に生まれた方) 年齢23歳～69歳の方(昭和29年1月2日～平成13年1月1日に生まれた方)
- ※3 特定扶養親族…年齢19歳～22歳の方(平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた方)

(注) この手引は令和5年12月1日現在における地方税法を基に作成しておりますので、税法の改正等により内容が変更される場合があります。

# 令和6年度分 市民税・県民税申告書の手引

市民税・県民税申告書は、令和6年1月1日現在八千代市内にお住まいの方が令和5年1月から12月までの収入等を申告するものです。申告が必要と思われる方にお送りしていますが、送付の有無に関わらず、下図フローチャートを参照し、必要な方は期限までに申告をお願いします。なお、市民税・県民税の申告については、市民税課(☎047-483-1151(代表) 内線3371～3375)まで また、所得税の確定申告については、千葉西税務署(☎043-274-2111(代表))にお問い合わせください。

## 市民税・県民税申告の要否についてのフローチャート



※この図は申告の要否を簡単に表したものです。詳しくは市民税課までお問い合わせください。 各々の状況によって当てはまらない場合があります。

市民税・県民税申告書は、郵送により提出することができます。中面の記入例を参考に、申告書の所定の欄に必要な事項を記入し、必要書類を添付して提出期限までに市民税課宛に郵送してください。

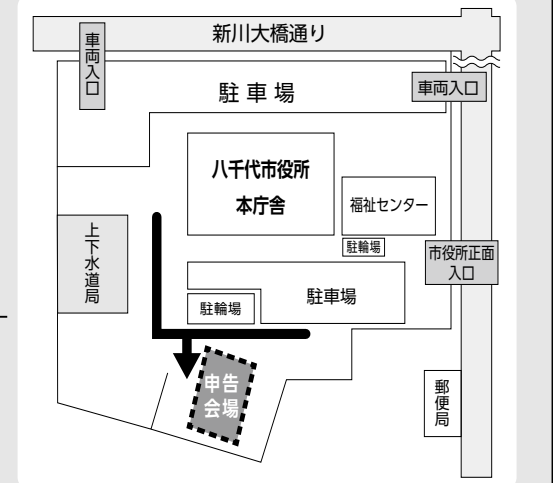
**【郵送による提出先】 〒276-8501 八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 市民税課宛**

支所・連絡所へ提出する方及び郵送で提出する方は、下記の(2)～(6)の書類の添付が必要になります。((5)以外はコピー可) ※該当する書類がない場合は、添付不要です。

作成にあたり相談が必要な方は、下記のとおり申告相談会場を開設しています。

- 申告書の提出期限及び相談期間 … 令和6年2月1日(木)から3月15日(金)まで(土日祝を除く)
  - 受付時間 … 8:30～17:00
  - 受付場所 … 八千代市役所 多目的棟(※3月18日(月)以降は、市民税課(市役所3階)で受付します。)
- 各支所・連絡所(提出のみで、申告相談はできません。)**

※2月16日(金)から始まる確定申告の申告相談については、事前予約制となっておりますので、どちらの申告が必要か不明な場合は、お早めにお越しいただきご相談ください。(市民税・県民税申告書の提出、申告及び相談については、事前の予約は必要ありません。)



## 申告時に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- ①個人番号(マイナンバー)の確認及び②身元確認ができるもの  
例1: マイナンバーカード(①、②の確認) 例2: 通知カード(①の確認)と運転免許証などの写真付きの本人確認書類(②の確認)  
※写真付きでない場合、健康保険証・介護保険証・年金手帳などの2点が必要です。※代理人の場合は、委任状等が必要です。
- 収入・所得金額が確認できるもの(令和5年分給与所得又は公的年金等の源泉徴収票、事業所得・不動産所得・公的年金等以外の雑所得等の支払調書や必要経費に関する領収書など) ※収入がない方(非課税所得のみの方)は、内容を確認できるものは必要ありません。
- 令和5年中に支払った社会保険料(国民年金保険料・国民健康保険料・介護保険料など)の金額が証明・確認できるもの、生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」(医療費通知を添付する場合は原本、領収書のみは不可)
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳など、その他の控除を受ける人は、学生手帳、寄附金の領収書、その他の控除の証明書など



# 申告書の書き方

## 3 所得から差し引かれる金額(所得控除)の記入

※給与収入のある方で、年末調整で適用を受けた所得控除の内容及び金額と市民税・県民税申告で適用を受ける所得控除の内容及び金額が同様である場合には、⑮欄～⑳欄の記入は不要です。

### ・雑損控除 ⑬欄

前年中に災害や盗難、横領により資産に損失を受けた場合に、その損害金額、保険金などで補填される金額、災害に関連して支出した金額などを記入してください。

### ・医療費控除 ⑭欄

前年中に医師・歯科医師等に支払った費用、治療費又は療養のために必要な医薬品の購入費などが該当します。⑭欄の「支払った医療費等A」と「保険金などで補填される金額B」の記入と、「医療費控除の明細書」を記入し、添付してください。

※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する方は、区分の□にシ点を付けてください。また、「セルフメディケーション税制の明細書」の記入が必要となりますので、市民税課にお問い合わせください。※医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例はいずれかの選択適用となります。また、一度選択した控除を変更することはできません。

【医療費控除の計算方法】

通常の医療費控除	(支払った医療費等の金額－保険金などで補填される金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い方の金額) (限度額 200万円)
セルフメディケーション税制	特定一般用医薬品等購入費－保険金などで補填される金額－12,000円 (限度額 88,000円)

### 【注意点】

**「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必須となります。領収書の添付又は提示のみの場合は、医療費控除の適用ができません。また、明細書に不備がある場合も適用できないことがあります。**

### ・社会保険料控除 ⑮欄

国民健康保険・国民年金・厚生年金・健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・雇用保険などに支払った金額全額が控除額となります。源泉徴収票に記載されているものはその金額を、それ以外の方は社会保険料の種類と支払った金額を記入してください。

### ・小規模企業共済等掛金控除 ⑯欄

小規模企業共済制度に基づき掛金などに支払った金額全額が控除額になります。その合計金額を記入してください。

### ・生命保険料控除 ⑰欄

前年中に支払った保険料から配当金を差し引いた残りの金額を記入してください。※新(旧)生命保険料、新(旧)個人年金保険料、介護医療保険料の区分は、生命保険会社などが発行する証明書に表示されています。

### ・地震保険料控除 ⑱欄

前年中に支払った保険料から配当金を差し引いた残りの金額を記入してください。※地震保険、旧長期損害保険の契約区分は、損害保険会社などが発行する証明書に表示されています。

### ・寡婦控除 ⑲欄

下記①と②のどちらかに該当する方は、理由の□にシ点を付けてください。  
①夫と離婚してから再婚していない方で、子以外の扶養親族を有しており、合計所得金額が500万円以下の方。  
②夫と死別してから再婚していない方や夫が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下の方。

### ・ひとり親控除 ⑳欄

下記①～③の全てに該当する方は、□にシ点を付けてください。  
①現に婚姻をしていない方又は夫・妻が生死不明の方。  
②生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る。)を有する方。  
③合計所得金額が500万円以下の方。  
※寡婦控除・ひとり親控除のいずれについても、ご自身の住民票の続柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載がある場合やご自身が「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載がある方の世帯主である場合は対象外となります。

### ・勤労学生控除 ㉑欄

ご自身が大学・高校又は専修学校・各種学校などの学生で、合計所得金額が75万円以下であり、かつ合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合は学校名を記入してください。

### ・障害者控除 ㉒欄

ご自身が障害者であるか又は同一生計配偶者、扶養親族のうちに障害者がいる場合は、該当者の氏名・障害の種類や程度を記入してください。

### ・配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族 ㉓欄・㉔欄・㉕欄

ご自身と生計を一にする配偶者(合計所得金額が133万円以下)又はその他の親族(合計所得金額が48万円以下)の方がいる場合は、氏名、フリガナ、同別居の区分、続柄、個人番号を記入してください。※配偶者控除及び配偶者特別控除については、配偶者の合計所得金額を記入し、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)の場合には、□にシ点を付けてください。※「同一生計配偶者」…ご自身の合計所得金額に関係なく、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合の配偶者をいいます。※合計所得金額が1,000万円超の方は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

また、別居の扶養親族等がいる場合は、併せて申告書裏面「16 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、住所等を記入してください。※別居の扶養親族等が国外居住の場合は、国外居住欄の□にシ点を付けてください。なお、30歳以上70歳未満の国外居住の扶養親族等については、下記①～③のいずれにも該当しない場合は、控除対象扶養親族および非課税限度額の算定となる扶養親族の対象外となります。  
①留学により国外に居住している方  
②障害者  
③納税義務者から前年において、生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方  
※国外居住親族を扶養する場合は、別途書類の提出が必要となりますので市民税課へお問い合わせください。

## 令和6年度分 市民税・県民税申告書

整理番号	業種又は職業	会社員						
1月1日現在の住所	八千代市 大和田新田312-5	電話番号	(047) 483-1151					
現住所	上記の住所と同じ場合は記入する必要はありません。	個人番号	123456789012					
フリガナ	ヤチヨ タロウ	生年月日						
提出	1月1日現在の氏名	八千代 太郎	明・大(印) 平・令	40・10・10	世帯主の氏名	八千代 一郎	世帯主の続柄	子
代筆		続柄						

3 所得から差し引かれる金額に関する事項									
雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類						
医療費控除	支払った医療費等A	保険金などで補填される金額B	区分						
社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料							
小規模企業共済等掛金控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計							
生命保険料控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計							
地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計							
寡婦控除	□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	□ひとり親 控除 (学校名)	□勤労学生控除						
障害者控除	氏名	八千代 二郎	障害の種類・程度	精・身	1 度				
配偶者控除	氏名	八千代 花子	障害の種類・程度	精・身	級 度				
扶養控除	氏名	ヤチヨ シロウ	生年月日	明・大(印) 平・令	40・3・1	配偶者の合計所得金額	350,000		
16歳未満の扶養親族	氏名	八千代 二郎	生年月日	明・大(印) 平・令	62・6・2	同居/別居	同居	続柄	子
16歳未満の扶養親族	氏名	八千代 三郎	生年月日	明・大(印) 平・令	25・8・3	同居/別居	同居	続柄	子

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「16」に氏名、個人番号及び住所等を記入してください。  
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法  
□ 給与から差引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)  
裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

1 収入金額等	事業等	ア			
2 所得金額	営業等	①			
3 雑損控除	⑬				
4 医療費控除	⑭	152	500		
5 社会保険料控除	⑮	300	000		
6 小規模企業共済等掛金控除	⑯				
7 地震保険料控除	⑱				
8 寡婦、ひとり親控除	⑲				
9 勤労学生、障害者控除	⑳				
10 配偶者控除	㉑				
11 配偶者特別控除	㉒				
12 扶養控除	㉓				
13 基礎控除	㉔				
合計					

4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑬			
	医療費控除	⑭	152	500	
	社会保険料控除	⑮	300	000	
	小規模企業共済等掛金控除	⑯			
	地震保険料控除	⑱			
	寡婦、ひとり親控除	⑲			
	勤労学生、障害者控除	⑳			
	配偶者控除	㉑			
	配偶者特別控除	㉒			
	扶養控除	㉓			
	基礎控除	㉔			
	合計				

## 4 その他の事項の記入

### ・前年中に収入がなかった方など(申告書裏面6)

前年中、無収入だった方、非課税所得のみで生活していた方などは、申告書裏面「6 前年中に収入がなかった方などの記入欄」で該当する番号に○をつけ、該当箇所を記入してください。

### 6 前年中に収入がなかった方などの記入欄(※記入例)

1. 令和6年1月1日に生活保護法の規定による生活扶助を受けていた。 ※他市区町村で受けている場合は、市 区・町・村	2. 遺族年金を受給していた。
3. 障害年金を受給していた。	4. 預貯金で生活していた。
5. 雇用保険や労災保険などを受給していた。	6. 令和6年1月1日現在、八千代市以外の市区町村に居住していた。
7. 下記の方から扶養または仕送りを受けていた。 氏名 八千代 ○○ 続柄 父 住所 八千代市大和田新田312-5-101 8. 海外に居住していた。(※海外に居住している場合は、7月1日現在の住所を記入してください。)	9. その他(前年中のように生計を立てていたかを記入してください。)

### ・寄附金に関する事項(申告書裏面11)

特定の寄附金を支出した場合は、各区分に寄附金額を記入してください。  
※「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請していても、市民税・県民税の申告をすると特例が無効になります。

### ・分離課税に係る所得などがある方

商品先物取引に係る雑所得・分離課税の譲渡所得(土地や建物の譲渡による所得)・株式等の譲渡所得・山林所得(山林を伐採して譲渡することによる所得)・退職所得(退職手当、一時恩給などの所得)がある方は、市民税課にお問い合わせください。

### ・給与所得・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法(申告書表面5)

「給与から差引き(特別徴収)されている給与所得」以外の所得がある方は、全ての税額について、給与から差引きにするか、特別徴収とは別に差額を納付書又は口座振替(普通徴収)で、自分で納付するかを選択して、いずれかの□にシ点を付けてください。なお、65歳以上の方は公的年金収入に係る市民税・県民税を給与から特別徴収することはできません。

### ・総合課税の譲渡所得(土地・建物以外の資産の譲渡による所得)、一時所得(生命保険の契約に基づく一時金、懸賞当せん金など) コ・サ・シ欄、⑪欄

申告書裏面の「14 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費、差引金額、特別控除額、所得金額を記入し、収入金額(コ・サ・シ欄)と所得金額(⑪欄)を表面に記入してください。所得の計算方法などについての、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

### ・合計 ⑫欄

所得金額の①欄～⑥欄と⑩欄～⑪欄を足した合計金額を⑫欄に記入してください。

## 1 氏名、住所などの記入

1月1日現在の住所、現住所(※1月1日現在の住所と同じ場合は記入する必要はありません)、氏名、フリガナ、生年月日、個人番号、業種又は職業、電話番号、世帯主の氏名、世帯主との続柄を必ず記入してください。

## 2 所得金額の記入

### ・事業所得(営業等・農業)、不動産所得 ア・イ・ウ欄、①・②・③欄

申告書裏面「8 営業等・農業・不動産所得に関する事項」に収入金額と必要経費などを記入し、収入金額(ア・イ・ウ欄)と所得金額(①・②・③欄)を表面に記入してください。

### ・利子所得 工欄、④欄

国外の銀行などに預けた預金の利子など、源泉分離課税の対象とならない利子については申告が必要ですので、収入金額(工欄)と所得金額(④欄)を表面に記入してください。

### ・配当所得 才欄、⑤欄

申告書裏面「9 配当所得に関する事項」に配当所得の種類、支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等、支払確定年月、収入金額、必要経費を記入し、収入金額(才欄)と所得金額(収入金額－必要経費)(⑤欄)を表面に記入してください。

### 9 配当所得に関する事項(※記入例)

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
剰余金の配当	〇〇株式会社 123456789020	R5.9	200,000 円	10,000 円

### ・給与所得 力欄、⑥欄

「令和5年分給与所得の源泉徴収票」のある方は「支払金額」欄の金額を申告書表面(力欄)に記入し、資料添付用紙に源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票がない方は裏面の「7 給与所得の内訳」で収入金額を計算し、表面(力欄)に記入してください。

【給与収入金額から給与所得金額への計算方法】

給与収入金額(力)	給与所得金額(⑥)
55万1千円以上～161万9千円未満	0円
161万9千円以上～162万2千円未満	収入金額－55万円
162万2千円以上～162万2千円未満	106万9千円
162万2千円以上～162万4千円未満	107万円
162万4千円以上～162万8千円未満	107万2千円
162万8千円以上～180万円未満	107万4千円
180万円以上～360万円未満	収入金額÷4(千円未満切捨て) × 2.4 + 10万円
360万円以上～660万円未満	× 2.8－8万円
660万円以上～850万円未満	× 3.2－44万円
850万円以上	収入金額 × 0.9－110万円
	収入金額－195万円

### ※所得金額調整控除 ※①と②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。  
①給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合  
イ. 納税者本人が特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有するウ. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する  
※扶養親族ではないが、生計を一にする年齢23歳未満の親族がいる場合は、申告書裏面「17 所得金額調整控除に関する事項」に氏名、フリガナ、続柄、生年月日、障害の種類や程度(特別障害に該当する場合)、別居の場合の住所、個人番号を記入してください。  
※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。

所得金額調整控除額＝(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円) × 10%  
※1円未満の端数は切り上げ

②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))－10万円

### ・公的年金収入(厚生年金、国民年金、共済年金、企業年金など) キ欄、⑦欄

日本年金機構などから送付された「公的年金等の源泉徴収票」をもとに、申告書裏面の「◆雑所得(公的年金等)の内訳」を記入し、収入金額の合計金額を表面(キ欄)に記入してください。また、下表から所得金額を計算し、表面(⑦欄)に記入してください。  
※遺族年金や障害年金は非課税所得になりますので申告書裏面の「6 前年中に収入がなかった方などの記入欄」に記入してください。

【公的年金等収入金額から雑所得金額への計算方法】

生年月日	公的年金等の収入金額(キ)	公的年金等の雑所得の金額(⑦)
昭和34年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)	～330万円未満	(キ)－110万円
	330万円以上～410万円未満	(キ) × 0.75－27万5千円
	410万円以上～770万円未満	(キ) × 0.85－68万5千円
	770万円以上～1,000万円未満	(キ) × 0.95－145万5千円
昭和34年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)	1,000万円以上	(キ)－195万5千円
	～130万円未満	(キ)－60万円
	130万円以上～410万円未満	(キ) × 0.75－27万5千円
	410万円以上～770万円未満	(キ) × 0.85－68万5千円
	770万円以上～1,000万円未満	(キ) × 0.95－145万5千円
	1,000万円以上	(キ)－195万5千円

※公的年金収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下の金額を引き下げる  
①他の所得が1,000万円超～2,000万円以下の場合…10万円減額 ②他の所得が2,000万円超の場合…20万円減額

### ・業務所得(報酬、シルバー人材センター配分金等)、その他雑所得(個人年金など) ク・ケ欄、⑧・⑨欄

申告書裏面の「10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に種目、支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等、収入金額、必要経費を記入し、収入金額(ク・ケ欄)と所得金額(収入金額－必要経費)(⑧・⑨欄)を表面に記入してください。

### 10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項(※記入例)

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額 A	必要経費 B
個人年金	〇〇株式会社 千葉県八千代市大和田新田〇〇	500,000 円	350,000 円
		所得金額(A－B)	150,000 円

### ・雑所得の合計 ⑩欄

雑所得の⑦欄～⑨欄までの合計金額を⑩欄に記入してください。